

指定自立支援医療機関(精神通院医療) 自主点検表(訪問看護ステーション)

					医療機関の自己点検(記載例) ※記載例に関わらず、実施状況を細かく記載してください。 ※実施していない(否となる)場合、その理由を明確に記載してください。		監査指導課の所見等(事業者側は記載しないでください)	
項目	指導監査キーワード	着眼点	基準内容等の留意点	確認すべき事項(資料・帳票等)	医療機関の評価	取り組み状況等	市評価	確認結果・特記事項
1 療養担当規程の遵守	1 基本方針	支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、良質かつ適切な訪問看護を実施しているか。	・医療受給者証に基づき訪問看護を行っているか。 ・医療受給者証の範囲を超えて訪問看護が必要な場合には、必要に応じて支給認定の市に助言しているか。		適・否	・利用時には先ず「医療受給者証」を確認する業務手順となっています。	適・否	
	2 適切な診療	受診者の訪問看護を正当な理由がなく拒んでいないか。	・自立支援医療を受ける障害者又は障害児の訪問看護を正当な理由がなく拒んでいないか。	・診療内容を証する書類	適・否	・医療機関と連携し、その紹介を経て訪問看護の利用を受付しています。	適・否	
		医療受給者証が有効であることを確認したうえで訪問看護を行っているか。	・受給者証に記載された内容を確認し、有効であることが確認された後でなければ訪問看護を行ってはならない。	・医療受給者証(控え) ・訪問看護の内容を証する書類 ・診療報酬明細書	適・否	・利用時は、提示された医療受給者証を受付で確認し、持参を忘れた場合はカルテで保管している受給者証の写しを確認しています。更新中などで持参していない場合は、自治体等に有効である旨を確認しています。	適・否	
		受診者がやむを得ない事情がある場合、便宜な時間を定めて訪問看護を行っているか。	・自己の定めた診療時間において訪問看護を行うほか、受診者が緊急やむを得ない事情により、その診療時間に訪問看護を受けられることができないときは、その者のために便宜時間を定めて訪問看護を行っているか。	・訪問看護の内容を証する書類	適・否	・看護師が対応可能な時間であれば、診療時間外でも訪問看護を緊急受付しています。	適・否	
		訪問看護に関する諸記録等に必要な事項を記載しているか。	・健康保険の例によって必要な事項を記載しているか。	・訪問看護に関する諸記録	適・否	・カルテに適宜記録しています。	適・否	
		訪問看護及び診療報酬の請求に関する諸記録を5年間保存しているか。	・訪問看護及び診療報酬に関する記録等は、5年間保存しているか。途中で処分したものはないか。	・訪問看護に関する諸記録 ・診療報酬請求書	適・否	・現在利用がない患者についての記録の保存期間が徹底されていなかったため、規定を作成し、最低保存期間を5年としました。	適・否	
2 人員、設備等に関する基準	1 病院等・医師の体制	利用者やその家族への各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施が行える体制であるか。 また、訪問看護を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の人員及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されているか。	・現に精神通院医療を対象とする訪問看護を実施しており、必要な職員を配置しているか。	・設備の状況等	適・否	・訪問看護ステーションとして、看護師5名、准看護師2名を配置しています。	適・否	
	2 変更時の対応	名称、所在地等が変更となった場合は、市に届け出ているか。	・名称、所在地等の変更があったときは、速やかに市に届け出ているか。遅延していることはないか。	・変更届出書(控え)	適・否	・届出を行ったことはありませんが、必要時には速やかに届出します。	適・否	
3 自立支援医療の請求	1 自立支援医療の請求	訪問看護の請求は妥当であるか。	・訪問看護に関する諸記録の記載に基づいて適切に行われているか(水増し、架空請求の事実等はないか)。	・訪問看護に関する諸記録 ・診療報酬請求書	適・否	・利用記録に基づき請求しています。	適・否	
	2 自己負担額の請求及び上限管理	負担上限月額が設定されている受診者等について、適切に自己負担を徴収しているか。また、自己負担上限管理票へ適切に記載をしているか。	・自己負担額は、健康保険の例に倣い、適切に請求し、これを受領しているか。 ・医療受給者証に負担上限月額が設定された者に対しては、受診者から管理票を受領のうえ、適切に管理しているか。	・請求書(控え) ・医療受給者証(控え) ・自己負担上限額管理票(控え)	適・否	・自己負担上限額管理票を都度確認し、自己負担を徴収しています。	適・否	